

2) 図書室

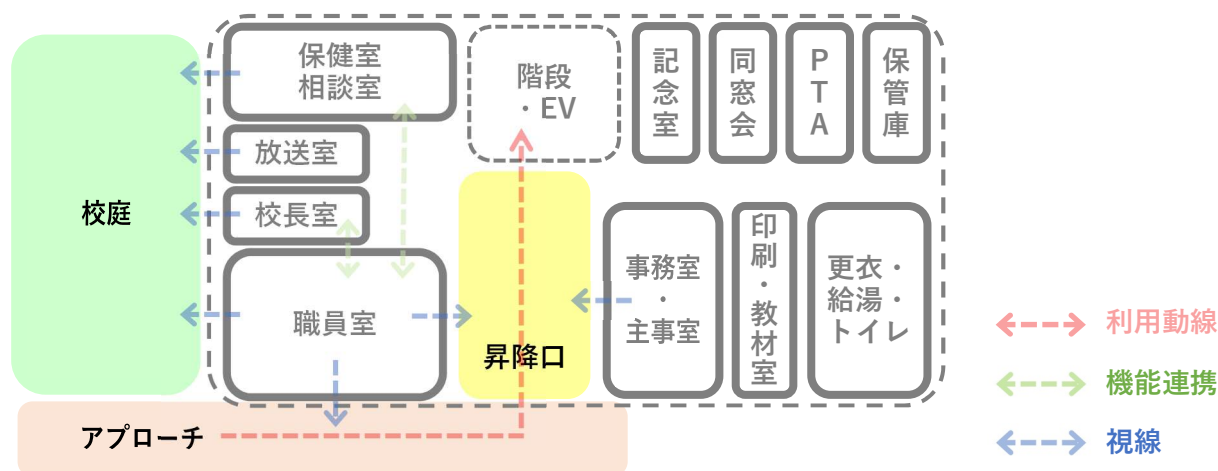
- ・児童が日常的に利用しやすく、学習活動とも連携しやすい位置に配置し、学校内の学習・情報活動の拠点となる構成とします。
- ・閲覧、読書、調べ学習、情報検索、メディア活用等の多様な活動が相互に連携できるよう、書架、閲覧、情報利用、オープンスペース等を一体的に計画し、必要に応じて展示や学習成果の共有にも活用できる構成とします。
- ・個別利用、少人数利用、グループ学習、発表等に柔軟に対応できるよう、面積、形状、家具配置等に配慮した計画とします。
- ・情報端末の利用、提示装置の設置、電源及び情報コンセントの確保等、ICT を日常的に活用できる設備環境を整えます。
- ・静かに読書や調べ学習を行う場としての落ち着きと、交流や共同学習にも対応できる開放性の両立に配慮した計画とします。

3) オープンスペース

- ・特別教室に近接し、グループワークや授業内の発表等、教科活動の延長として利用しやすい環境、構成とします。
- ・展示や交流を促すギャラリー空間として活用できる場とし、作品、教材、学習成果等を共有できる構成とします。
- ・特別教室相互の連携や、図書室との関係にも配慮し、教科横断的な学習活動や共同利用にも対応しやすい場とします。
- ・見通しと落ち着きのバランスに配慮するとともに、教職員の視認性を確保し、日常的に使いやすい場とします。

(3) 管理諸室ゾーン

管理諸室ゾーンは、教職員の執務、来客対応、健康管理、給食運営等を担い、学校運営を支える場として位置付けます。職員室、校長室、事務室、保健室等の相互連携が図りやすい構成とし、日常の運営や児童対応に支障のない配置とします。また、校内外の動線を把握しやすい位置に計画し、安全管理と円滑な運営の両立を図るものとします。



管理諸室ゾーンの機能イメージ

1) 校長室・事務室・主事室・職員室・放送室

- ・職員室は学校運営の中心として、教職員の執務、打合せ、来客対応及び校内運営に対応できる構成とし、児童の登校動線や校庭への視認性を確保します。
- ・校長室、事務室、主事室は、職員室と相互に連携しやすく、受付、応接、執務等の機能に応じた配置及び室構成とします。
- ・事務室及び主事室は、来訪者の受付や外来者対応が円滑に行えるよう、出入口や来訪者動線との関係に配慮した位置に配置します。
- ・放送室は、職員室との連携に加え、校庭への視認性や日常放送、行事運営、緊急時対応に支障のない位置に配置します。

2) 印刷・教材制作、倉庫・書庫、PTA室・同窓会室、記念室・保管庫

- ・職員室等との連携を踏まえ、学校運営に使いやすい位置に配置します。
- ・印刷・教材制作室は印刷機器等の設置を前提に計画します。
- ・保管庫は、学校運営や学校利用に必要な物品の保管を想定します。
- ・PTA室・同窓会室等は学校関係者の利用に配慮した配置、構成とします。
- ・記念室は展示と保管の双方に配慮した配置、構成とします。

3) 保健室・相談室

- ・保健室は、職員室との連携に配慮した位置に配置し、日常の健康管理、応急対応及び児童の見守りへの対応を踏まえ、校庭に面した位置に配置します。
- ・相談室は、静けさやプライバシーに配慮し、相談、面談、個別対応等が落ち着いて行える環境を確保します。
- ・保健室と相談室は、必要に応じて相互に連携しやすい構成とし、日常の健康管理と相談対応の双方に使いやすい計画とします。
- ・衛生性、視認性、落ち着きに配慮した仕上げ及び室環境とします。

(4) その他

1) 児童昇降口・児童トイレ・流しコーナー・更衣スペース

- ・児童昇降口は、登下校動線を踏まえた分かりやすい位置に配置し、学年動線及び日常利用に支障のない構成とします。
- ・児童トイレ・流しコーナーは、普通教室及び特別教室ゾーンの使いやすい位置に配置し、日常生活や学校行事、特別活動時にも支障のない計画とします。
- ・更衣スペースは、中学年以上の利用を想定した規模、配置とし、体育、プール、学校生活等に対応しやすい構成とします。
- ・トイレと流しを分け、衛生的な環境の維持に配慮するとともに、安全性、使いやすさ及び清掃しやすさに配慮した計画とします。

2) 防災用備蓄倉庫

- ・防災備蓄倉庫は、緊急時用物資の保管に対応する倉庫と、体育館と連携した避難所利用に必要な備品及び物資の保管に対応する倉庫とに用途を分けて計画します。
- ・学校利用と地域避難所利用の双方を見据え、平常時の管理及び災害時の搬出入・運用が円滑に行える位置に配置します。

3) 給食調理室・給食配膳室・調理員休憩室

- ・給食調理室は、作業性、衛生性、設備更新性に配慮するとともに、調理、配膳、搬送を円滑に行うことができる動線計画とし、学校運営に支障のない構成とします。
- ・給食配膳室は、階構成及び各階への搬送計画に応じて適切に配置します。
- ・調理員休憩室を含め、給食運営に必要な諸室を確保し、運営上の使いやすさにも配慮します。

4) アリーナ・ステージ・器具庫・トイレ

- ・アリーナは、体育授業、学校行事、放課後活動等に対応可能な規模及び構成とします。
- ・ステージ、器具庫、トイレ等はアリーナ利用と一体で計画し、授業、行事及び地域利用に支障のない構成とします。
- ・地域開放も踏まえ、利用動線と管理区分を整理しやすい配置とします。
- ・災害時の避難所利用も見据え、平常時利用と非常時利用の双方に対応しやすい計画とします。

5) プール・更衣室・監視室・医務室・採暖室・機械室

- ・プール本体と更衣、監視、医務・採暖等の関連機能を一体的に計画し、授業利用に支障のない構成とします。
- ・更衣室はシャワー、トイレ等を含めた構成とし、利用者の安全性及び使いやすさに配慮します。
- ・監視室、医務室、採暖室は、授業時の安全管理及び健康管理に対応しやすい配置とします。
- ・地域開放も踏まえた運営管理のしやすさに配慮し、利用動線及び管理区分を整理しやすい計画とします。
- ・機械室は、設備管理、保守及びメンテナンス性に配慮した構成とします。

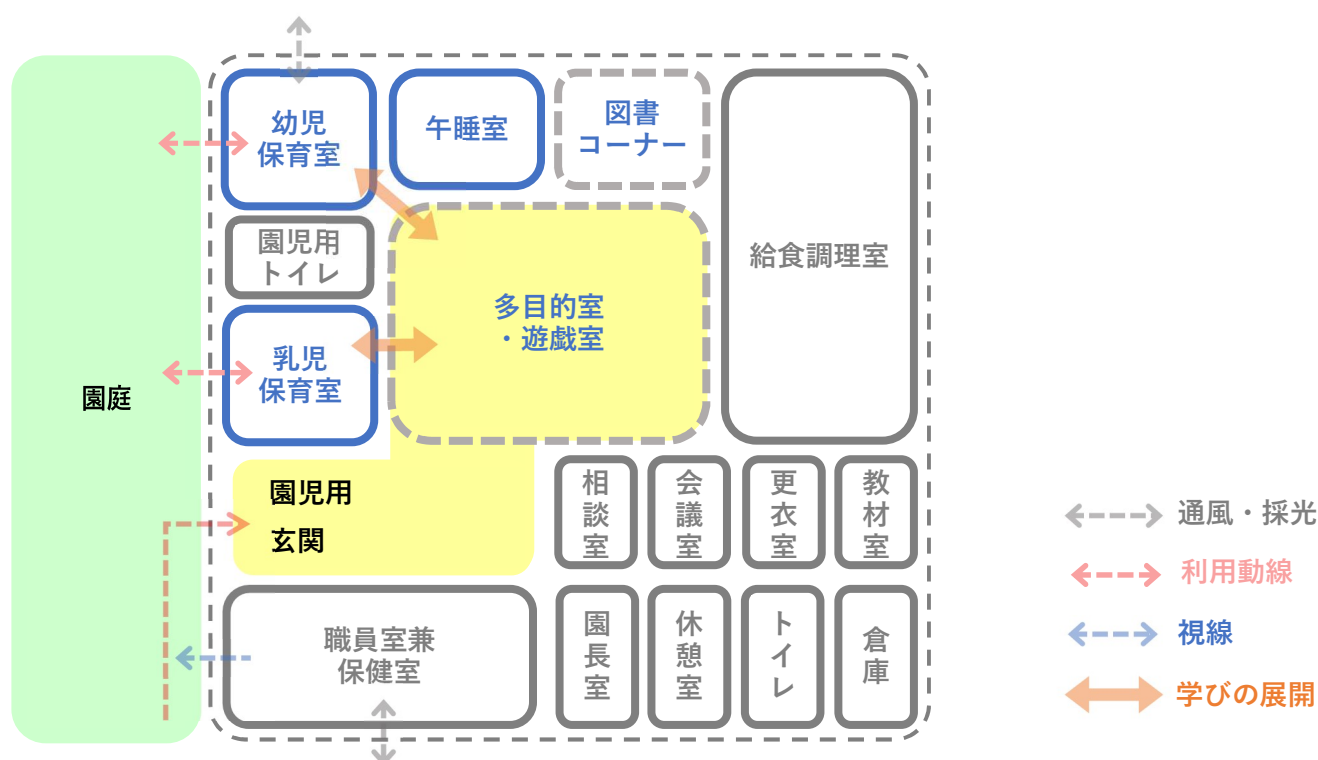
6) 校庭

- ・体育授業、休み時間の外遊び、運動会等に対応できる屋外運動空間として計画します。
- ・運動会の実施に対応できるよう、100mトラックを確保することを目指します。
- ・日常の体育授業での利用に配慮し、50m走が可能な直線距離を確保することを目指します。
- ・地域開放も見据え、利用動線及び管理区分に配慮した計画とします。
- ・地域開放時の利用にも対応できるよう、屋外トイレを設けます。

4-2-2. いずみこども園

(1) 保育室ゾーン

保育室ゾーンは、乳幼児が日常的に生活し、遊び、育つための中心的な場として位置付けます。乳児と幼児の発達段階や生活特性の違いに応じて、日常の保育活動が無理なく行えるよう構成し、保育室相互や関連諸室の関係に配慮した計画とするものとします。また、安全性、快適性及び保育環境の質に配慮し、日常的に安心して過ごせる環境を整えるものとします。



保育室ゾーンの機能イメージ

1) 保育室

- ・乳児と幼児の発達段階の違いに応じた位置、規模及び室構成を確保します。
- ・日常保育、遊び、食事等に対応できる保育の基本空間として計画します。
- ・乳児クラスは調乳・沐浴スペースを含む構成とします。
- ・日照、採光、換気、通風、音の影響等に配慮した位置、方位及び開口計画とします。

2) 午睡室

- ・幼児クラスの保育室に隣接し、一体利用が可能な配置とします。
- ・保育活動から午睡への切替えが円滑に行える計画とします。
- ・静かで落ち着いて休息できる環境を確保します。
- ・遮光、静音、衛生性に配慮した室環境とします。

3) 多目的室・遊戯室

- ・多目的室は、柔軟な保育活動や「こども誰でも通園制度」等の制度対応に使いやすい位置に配置します。
- ・遊戯室は、集団活動や遊びの場として十分な広さを確保します。
- ・必要に応じて相互に連携利用を可能とし、活動内容に応じた可変性に配慮した構成とします。
- ・活動性に応じた安全性に配慮するとともに、採光、換気、音環境等に支障を生じない室構成とします。

4) 図書コーナー

- ・保育活動の中で日常的に使いやすい位置に配置します。
- ・読書や落ち着いた活動に活用できる空間として計画します。
- ・家具や蔵書の配置に配慮し、閲覧しやすい構成とします。

5) 園児用トイレ

- ・各フロアに配置し、日常的に利用しやすい位置とします。
- ・乳児用トイレは保育室に隣接配置します。
- ・発達段階に応じた使いやすさと安全性を確保します。
- ・見守りやすさ、清掃しやすさ及び衛生面に配慮した計画とします。

6) 園児用玄関

- ・送迎動線を踏まえ、登降園時の安全性と円滑性に配慮した分かりやすい出入口として計画します。
- ・雨に濡れないベビーカー置場を確保します。
- ・玄関まわりは明るく見通しのよい空間とします。

7) 園庭

- ・保育室に面し、屋内外の保育活動が円滑につながる配置とします。
- ・職員室等から園児の活動を見守りやすく、安全管理に配慮した構成とします。
- ・十分な日当たりを確保し、日常の遊びや屋外活動に適した環境とします。

(2) 管理諸室ゾーン

管理諸室ゾーンは、職員の執務、保護者対応、相談対応、給食運営等、園運営を支える場として位置付けます。各諸室の連携が図りやすく、日常の運営や保護者対応が円滑に行えるよう構成し、保育との関係にも配慮した計画とするものとします。また、安全管理及び衛生管理にも配慮し、安定した園運営を支える環境を整えるものとします。

1) 職員室兼保健室・園長室・応接室・相談室・職員会議室

- ・職員室兼保健室は、園運営の中心として計画し、職員会議にも対応できる広さを確保します。
- ・園長室は、応接対応も可能な位置及び構成とします。
- ・応接室・相談室は、保護者対応や相談に配慮し、必要に応じて分割利用も可能な構成とします。
- ・職員会議室は、職員専用の会議や打合せ等に対応できる構成とします。
- ・各室の相互連携と職員動線に配慮し、日常運営に支障のない配置とします。

2) 職員休憩室・更衣室・来客用トイレ・教材室・倉庫

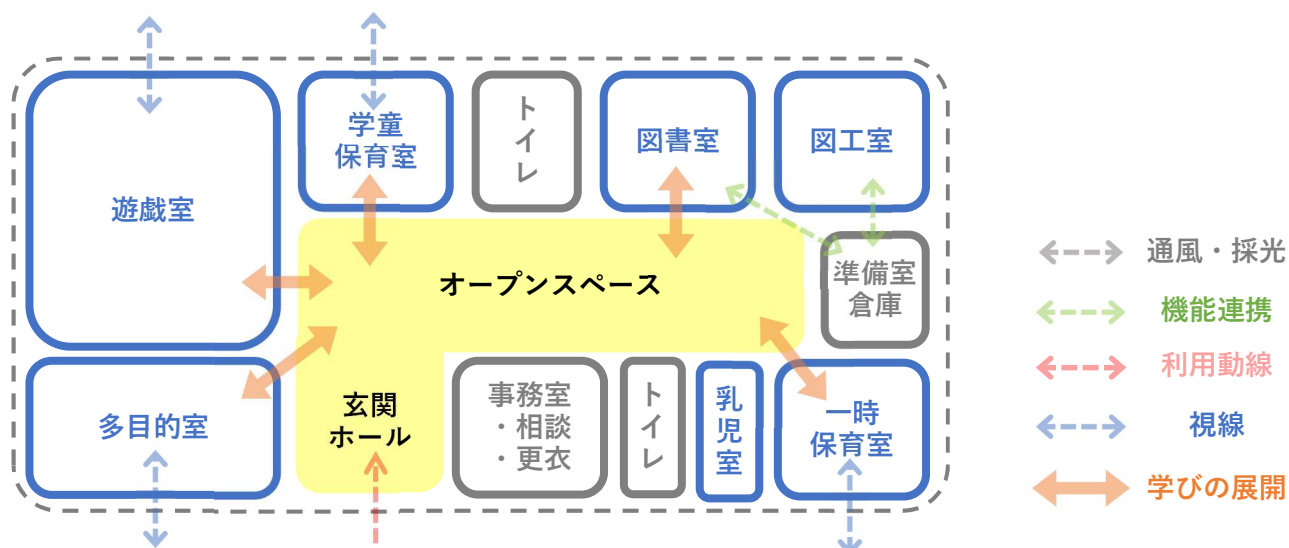
- ・職員利用諸室は、管理諸室との連携や使いやすさに配慮した位置に配置します。
- ・更衣室は男女別を基本とし、必要なロッカー等を確保します。
- ・来客用トイレは、職員及び来客の利用に支障のないよう配置します。
- ・教材室・倉庫は、乳児用と幼児用の使い分けも視野に入れ、適宜分割や使い分けが可能な構成とします。

3) 給食調理室・調理員休憩室

- ・給食調理室は、安全で衛生的な給食提供に必要な調理動線を確保し、作業性、メンテナンス性及び清掃しやすさに配慮した計画とします。
 - ・調理員休憩室を含め、給食運営に必要な諸機能を整備します。
- ※調理員休憩室は事務機能を含む構成を想定します。

4-2-3. こどもプラザ

こどもプラザは、子どもたちの放課後の居場所となる児童館機能を中心とし、遊び、学び、交流を支える場として位置付けます。学童保育、一時保育、図書、図工、多目的活動、遊戯等の多様な活動に対応できるよう構成し、年齢や利用目的に応じた過ごし方を受け止められる計画とするものとします。また、日常的な居場所としての安心感を確保しつつ、安全面にも配慮した環境を整えるものとします。



こどもプラザの機能イメージ

(1) 児童館ゾーン

1) 学童保育室

- ・日常的な居場所として落ち着いて過ごせる構成とします。
- ・学童保育としてのまとまりを確保しつつ、他機能との連携にも配慮します。
- ・ロッカー等を含め、放課後の生活の場として使いやすい構成とします。

2) 一時保育室

- ・一時保育に対応しやすいよう、独立性に配慮しつつ、管理諸室ゾーンに近接した配置とします。
- ・年齢や利用目的に応じた安全で使いやすい空間とします。
- ・必要な落ち着きを確保し、他機能との関係にも配慮した構成とします。

3) 図書室

- ・読書だけでなく自習スペースとしても使いやすく、落ち着いた活動に対応できる構成とします。
- ・家具や蔵書の配置に配慮し、閲覧しやすい構成とします。
- ・静けさと開放性のバランスに配慮した計画とします。

4) 図工室

- ・創作活動に対応しやすい位置と構成とします。
- ・準備、製作、片付けが円滑に行える作業環境を確保します。
- ・汚れやすい活動に対応できるよう、清掃しやすさと耐久性に配慮した仕上げとします。
- ・教材、作品、備品等を整理しやすいよう、必要な収納や保管に配慮します。

5) 多目的室

- ・学習、交流、集会等の多様な活動に対応できる中心的な活動室として計画します。
- ・必要に応じてパーティション等で分割可能な構成とします。
- ・可変性と使いやすさに配慮した計画とします。

6) 乳児室

- ・乳幼児が落ち着いて過ごせる環境として計画します。
- ・他の活動諸室と適切に距離を取りつつ、必要な連携も確保します。
- ・安全性、衛生性、見守りやすさに配慮し、管理諸室ゾーンに近接して配置します。

7) 遊戯室

- ・身体を使った活動や集団活動に対応する十分な広さと天井高を確保します。
- ・安全性、視認性、耐久性に配慮した構成とします。
- ・多様な年齢層の活動に対応可能な空間とします。

8) 準備室・倉庫

- ・活動備品や運営用品の保管に対応し、各機能との連携に配慮して配置します。
- ・日常利用及び管理のしやすさを両立します。
- ・必要に応じて複数用途又は分割利用に対応できる構成とします。

9) オープンスペース

- ・学童保育室、図書室、図工室、多目的室等に近接し、連続して利用しやすい位置に配置します。
- ・遊び、学び、交流等、用途の異なる活動に対応できる空間とします。
- ・見通しに配慮し、安心して過ごせる場とします。
- ・展示や発表等、活動成果の共有にも活用できる構成とします。

(2) 管理諸室ゾーン

管理諸室ゾーンは、受付、相談、職員利用、利用者支援等、こどもプラザの運営を支える場として位置付けます。各諸室が連携しやすく、子どもや保護者への対応が円滑に行えるよう構成し、出入口まわりの安全性や管理のしやすさにも配慮した計画とするものとします。また、日常利用と管理運営の双方に対応しやすい環境を整えるものとします。

1) 事務室・相談室・職員更衣室

- ・事務室は、施設運営、利用者対応、安全管理の中心となる位置に配置します。
- ・相談室は、プライバシーに配慮した環境を確保し、保護者対応や利用者支援に対応できる構成とします。
- ・職員更衣室は、職員利用に配慮した位置と規模を確保し、男女別の利用に対応できる計画とします。

2) 玄関ホール・子どもトイレ・職員来客トイレ・ベビールーム

- ・玄関ホールは、出入りや受付に対応しやすい空間とします。
- ・トイレは、子ども及び職員の利用に配慮した構成とします。
- ・ベビールームを含め、乳幼児連れ利用者にも対応できるようにします。
- ・出入口まわりは、安全で見通しのよい計画とします。

4-2-4. 共通施設・地域利用

学校等施設は複数の施設による複合施設となるため、共用可能な部分を効率的に計画することが望ましいです。一方、それぞれ独立した運用が前提となるため、各施設のセキュリティ計画に留意する必要があります。あわせて、地域に開かれた複合施設として、学校等施設の運営に支障を生じにくい範囲で地域利用機能を適切に配置し、利用区分及び管理区分を整理しやすい構成とする必要があります。

1) 共用トイレ

- ・共用トイレは、各施設の利用動線や地域開放時の利用も踏まえ、使いやすい位置に配置します。
- ・児童、園児、施設利用者、来客等、それぞれの利用に配慮した構成とします。
- ・多機能トイレを含め、ユニバーサルデザインに配慮した計画とします。
- ・清掃しやすさ、維持管理性、安全性に配慮した仕上げとします。

2) 駐車場・駐輪場

- ・駐車場については、駐車場条例上の附置義務の対象となりますが、敷地条件や実態及び整備後の需要を踏まえ、緊急車両の一時停車スペース及び搬入車両のスペースを確保した上で、必要な台数を計画してまいります。
- ・駐輪場についても、整備後の需要を踏まえ必要なスペースを整備してまいります。
- ・子どもや職員の日常的な利用動線と搬入車両動線については、明快な歩車分離を図ります。

3) 機械室・設備諸室

- ・機械室その他の設備諸室は、維持管理、更新及び保守点検がしやすいよう計画します。
- ・施設運営に支障を生じにくい位置とし、騒音、振動、熱等に配慮します。
- ・必要な作業スペース、搬出入経路及び保守動線を確保し、将来の設備更新や方式変更にも対応しやすい構成とします。

4) エレベータ・避難階段

- ・エレベータは、各施設の独立運用を基本としつつ、必要に応じて重ね使いによる効率化を図る計画とします。
- ・避難階段は、複合施設全体として必要な2方向避難を確保しつつ、各施設の利用区分や動線計画に配慮した構成とします。

5) 図書室

- ・図書室は、地域住民の図書利用や閲覧を通じた地域の居場所として利用しやすい構成とします。
- ・学校等施設との利用区分及び管理区分に配慮し、独立した利用が可能な配置とします。

6) 会議室

- ・会議室は、地域住民の会議、交流、学習等に対応できる活動室として計画します。
- ・必要に応じて多目的に利用できるよう、使いやすい面積、形状及び室構成とします。
- ・地域利用時の動線や運営に配慮し、独立して利用しやすい位置に配置します。

7) 更衣室

- ・更衣室は、地域開放利用時の更衣に対応しやすいよう、利用動線に配慮した位置に配置します。
- ・多様な利用形態を踏まえ、使いやすく管理しやすい構成とします。
- ・必要なロッカー、収納等を確保し、円滑な利用に対応できる計画とします。

8) 倉庫

- ・倉庫は、地域利用に必要な備品、物品等の保管に対応し、各機能との連携に配慮して配置します。
- ・地域のお祭り、集会その他の地域活動に使用する備品に加え、公園での活動や運営に必要な物品等も保管できる構成とします。
- ・日常利用及び管理のしやすさを両立し、必要に応じて用途に応じた使い分けが可能な構成とします。

4－3. 安全・安心な施設計画の考え方

児童・園児等が安全・安心に利用できる施設とするとともに、地域の避難所としての役割も踏まえ、必要な構造安全性を確保するものとします。また、災害時の避難安全性の確保や工事期間中の安全性にも配慮し、教育・保育活動との両立を図る工程計画及び仮設計画を前提とします。加えて、建物の長寿命化を図り、将来の学級編成の変化や施設構成の見直し、設備更新等にも柔軟に対応できる施設とする観点から、耐久性、フレキシビリティ及び維持管理性に配慮した計画とします。

※本計画における構造安全性、防災性能及びフレキシビリティに係る性能区分は、「千代田区公共施設等総合管理計画（全体方針編・令和6年12月）」において、区有施設が有すべき主要な性能は国土交通省「官庁施設の基本的性能基準（令和6年改定）」を基本とすると整理されていることから、これに基づき設定します。

（１）構造性能の確保

- ・耐震安全性については、施設としての安全性及び避難所としての機能確保に配慮します。

※要求水準としての主な性能区分は、

耐震：構造体Ⅱ類／建築非構造部材 A 類／建築設備乙類
とします。

（２）防災性能の確保

- ・火災安全性については、用途に応じて耐火性能を確保するとともに、初期火災の拡大防止及び避難安全性の確保に配慮します。
- ・浸水、落雷、暴風等に対しても、人命の安全及び施設機能の確保に配慮した計画とします。

※要求水準としての主な性能区分は、

初期火災の拡大防止：Ⅱ類
火災時の避難安全確保：Ⅰ類
対浸水：Ⅱ類
対落雷：Ⅱ類
とします。

（３）地域開放と安全対策の考え方

- ・施設内の利用区分については、児童・園児等が日常的に利用する専用エリア、管理のもとで地域利用が可能な共用エリア、地域利用を前提とする地域開放エリアを適切に設定し、動線が過度に交錯しないよう計画します。
- ・学校開放時には、児童・園児等の日常利用動線と地域利用者動線をできるだけ分離するとともに、地域利用者が立ち入る範囲を限定し、学校運営や保育運営に支障を生じにくい計画とします。
- ・小学校、こども園及びこどもプラザの出入口や管理諸室の配置により、来訪者の動線を把握しやすい構成とし、地域開放時には必要に応じて開放範囲及び管理区分を切り替えられる計画とします。
- ・災害時には体育館、防災備蓄倉庫、共用部等を中心に地域利用に対応できる構成とし、平常時の安全管理と非常時の円滑な利用の両立に配慮します。

(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインへの配慮

- ・高齢者、障害者等を含む多様な利用者が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設となるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した計画とします。
- ・出入口、移動経路、エレベータ及び主要な階段については、見通しの確保、段差の抑制、分かりやすい配置等により、円滑な移動環境を確保します。
- ・共用トイレその他の共用部については、多様な利用者に必要な機能を確保し、使いやすく分かりやすい計画とします。
- ・地域開放時を含め、案内表示等により必要な情報を分かりやすく提供し、円滑な移動及び避難を確保するとともに、必要な防犯性との両立に配慮します。

(5) 子どもの活動に配慮した工事工程

- ・工事と教育・保育活動の両立に配慮し、安全及び衛生面の対策を徹底した工程計画とします。
- ・夏季休業等の長期休業期間も活用しながら、施設利用への影響低減に配慮します。
- ・仮設通路、仮囲い等について、安全で分かりやすい仮設計画を行います。
- ・児童・園児等の動線と工事動線が交錯しにくい計画とし、日常利用時の安全確保を図ります。

(6) 将来の変化に対応できる施設構成

- ・将来の学級編成の増減、用途変更、室内レイアウトの見直し等に柔軟に対応できる計画とします。
- ・軽微な用途変更、間仕切り変更、設備更新等に対応しやすい構成とします。
- ・空調、換気その他の設備更新や機能強化に対応しやすい設備配管スペースの計画とします。

4-4. 設備計画の考え方

学校等施設の設備計画については、児童・園児等が安全・安心かつ快適に過ごせる環境を確保するとともに、環境負荷低減、省エネルギー、維持管理性、更新性、防災性等に配慮した計画とします。脱炭素化に向けた方針を踏まえ、自然採光、自然通風、設備の高効率化、再生可能エネルギーの活用等により、ZEB Ready を目指すものとします。

(1) エコスクール化・ZEB Ready への対応

- ・建築物の熱負荷低減、高効率設備機器の導入、再生可能エネルギーの活用等を総合的に検討し、ZEB Ready 相当の水準を目指した設備計画とします。
- ・エネルギー使用量の見える化等を通じて、環境教育に寄与する施設として整備します。
- ・環境性能の確保に当たっては、学校施設の快適性、安全性及び維持管理性との両立に配慮します。

(2) 長寿命で耐久性の高い設備計画

- ・設備機器は、長寿命、耐久性、更新性及びメンテナンス性に配慮します。
- ・設備更新や増設、将来の機能強化に対応できるよう、配管、配線、ダクトスペース及び作業スペースを適切に確保します。
- ・点検、保守、修繕及び更新が効率的かつ安全に行えるよう、搬出入経路や機器配置に配慮します。
- ・更新周期の異なる設備機器等は、道連れ工事が少なく経済的かつ容易に更新できる構成とします。

(3) 感染症予防対策への対応

- ・各室の用途や利用人数等に応じて適切な換気量を確保し、良好な空気環境を維持できる計画とします。
- ・自然換気と機械換気を適切に組み合わせ、感染症予防と快適性の両立に配慮します。
- ・トイレや手洗い場等については、衛生的な利用及び維持管理に配慮した設備計画とします。

(4) 防災性・機能維持性に配慮した設備計画

- ・災害時における人命の安全確保及び二次災害の防止に配慮し、必要な設備安全性を確保します。
- ・電力、通信、給水、排水、空調等については、ライフライン復旧後の速やかな機能回復を見据えた計画とします。
- ・避難所利用を想定し、必要な照明、換気、給排水、防災設備等の確保に配慮します。
- ・対落雷、対浸水その他の安全性にも配慮し、重要な設備機器や情報機器の保護を図ります。
※設備機器については、長寿命、保全性、作業性及び更新性に配慮し、将来の更新、増設及び機能強化に対応しやすい構成とします。

5. 和泉公園の基本計画

5-1. 和泉公園の導入機能

5-1-1. 公園機能

「千代田区公園づくり基本方針（2025年）」では、和泉公園は自然環境機能、憩い機能、防災機能といったすべての公園に備わっている基本的機能に加え、歴史資源機能、シンボル機能、コミュニティ形成機能、運動・遊び場機能、先駆的活用機能を有する「地域の中心となる公園」たることが期待されています。

上記基本方針の内容に加え、検討会や地域説明会等で伺ったご意見、「2. 整備の方向性」、現状の導入機能等を踏まえ、再整備後の和泉公園に導入する公園機能を検討していきます。

和泉公園への導入機能（公園機能）

導入機能		施設やつかい方のイメージ	計画規模	既存施設の規模等	「公園づくり方針」に示されている公園が有する各種機能との対応関係
広場機能	芝生広場	・くつろいだり、走り回ったり、自由度の高い伸びやかな活用が可能 ・現在と同様、子どもの遊び場事業による定期的なボール遊びを実施 ・地域の防災拠点や大規模災害時にはトリアージ空間として活用	現在と同等規模	約 1,750 m ²	・自然環境機能 ・憩い機能 ・防災機能 ・歴史資源機能 ・シンボル機能 ・コミュニティ形成機能 ・運動・遊び場機能 ・先駆的活用機能
	遊具広場	・様々な年齢を受け入れる遊具をつかって体を動かして遊ぶ ・プレイパーク的な要素を組み込むかは、監理運営体制も含め要検討	現在と同等規模	約 300 m ²	・コミュニティ形成機能 ・運動・遊び場機能 ・先駆的活用機能
水遊び機能		・夏季には、未就学児を対象にじゃぶじゃぶ池を開放	現在と同等規模	約 150 m ²	・憩い機能 ・シンボル機能 ・運動・遊び場機能
健康増進機能		・散歩の途中等に、気軽にストレッチをしたり、筋肉を鍛えたりすることができる健康遊具	現在と同等規模	1 基	・運動・遊び場機能
滞留機能		・ベンチ等の休憩施設において、公園利用者や隣接する病院利用者等が休憩 ・多様な滞留の形態を生み出し、公園利用者同士のコミュニケーションを誘発	十分な滞留空間を確保	ベンチやパーゴラ等が設置	・憩い機能 ・コミュニティ形成機能
利便性向上機能		・様々な利用者の利用に配慮したトイレ（男・女・多機能）	現在と同等規模	約 20 m ²	—
防災機能		・避難所の生活用水を確保するための災害対策井戸	1 基	1 基	・防災機能

5－1－2．地域住民・公園利用者の利便性を向上させる機能

学校等施設と公園が一体的に整備される本事業の特性を最大限活かし、5－1－1で整理した公園機能に加え、校庭としても利用する人工地盤の下部空間を立体的に利用し、下表に示す地域住民・公園利用者の利便性を向上させる機能を導入します。

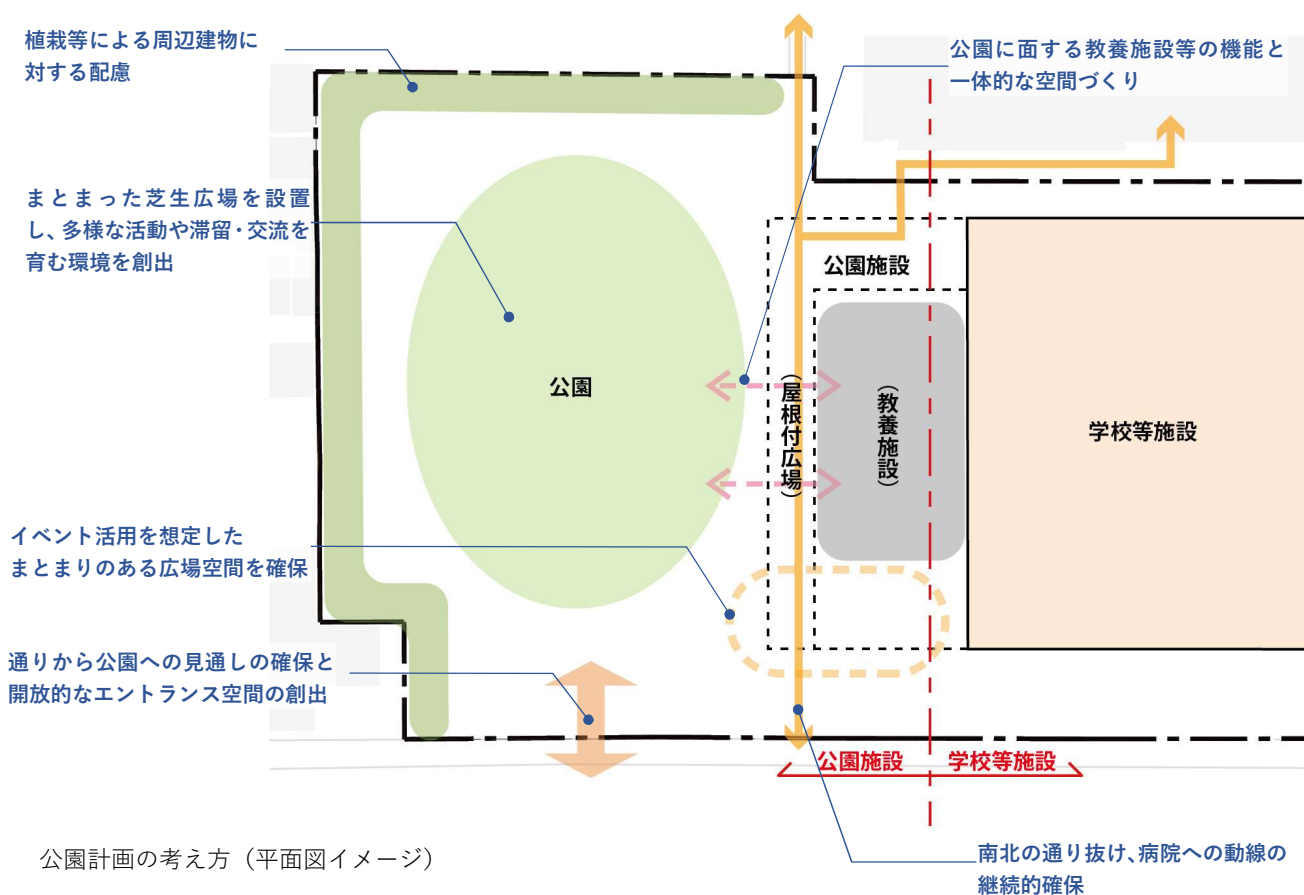
和泉公園への導入機能（地域住民・公園利用者の利便性を向上させる機能）

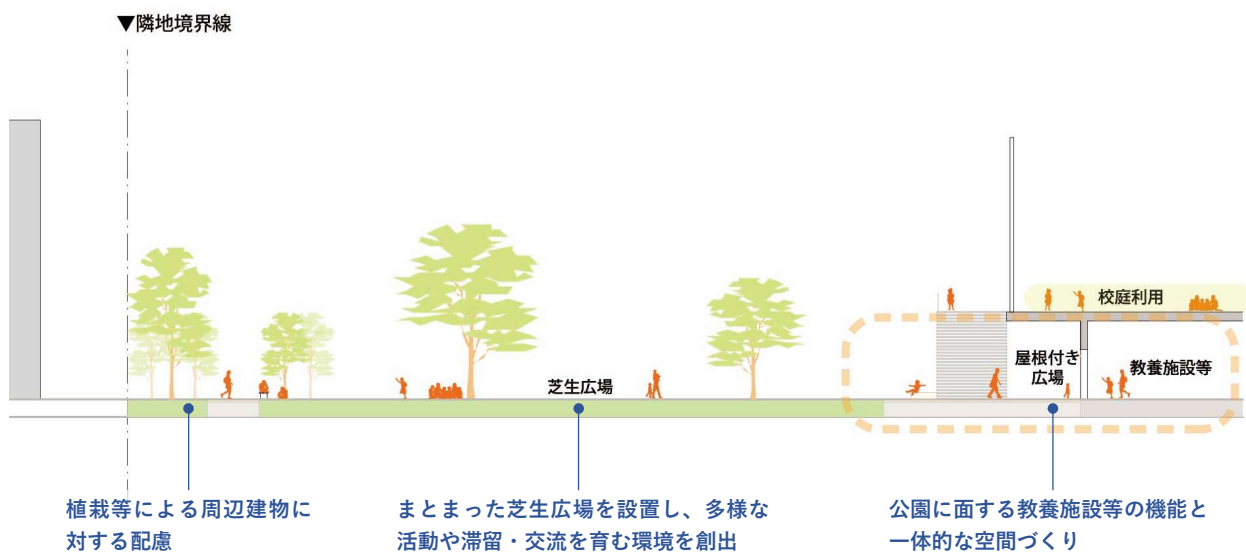
導入機能	施設やつかい方のイメージ	計画規模	既存施設の規模等	「公園づくり方針」に示されている公園が有する各種機能との対応関係
教養機能	・図書、絵本、CD・DVD等をそろえた開架式の図書室	公園区域内の床面積の最大： 約460㎡	約120㎡	・憩い機能 ・コミュニティ形成機能 ・先駆的活用機能
日除け・雨除け機能	・雨や日差しを避けることができる屋根下の空間 ・可動式の椅子やテーブル等を展開して、自由に滞留可能	公園区域内の床面積の最大： 約460㎡	既存なし	・憩い機能 ・コミュニティ形成機能
倉庫機能	・地域利用のための倉庫 ・お祭りや地域行事の際等にも利用	現在と同等規模	約120㎡	—
自転車駐輪機能	・公園利用者の自転車駐輪スペース	人工地盤下の動線や視線の抜け等に配慮しつつ設置	約40㎡	—

5-2. 和泉公園の整備イメージ

和泉公園の整備にあたり、公園計画の考え方について以下のとおり整理します。なお、計画案はあくまでも整備の方向性を示す例示であり、設計段階における詳細な検討を通じて発展させることを前提とします。

- ・学校等施設と公園が隣接することを最大限活かし、公園の多機能化と利用者の活動・交流の活性化に資する計画とします。
- ・まとまりある芝生広場を公園の中心に据え、多様な活動や滞留・交流を育む環境を創出します。
- ・イベント活用を想定した園路・広場空間を設けます。また、イベントの開催しやすさを向上させるため、適切な位置にインフラ設備を設置します。
- ・人工地盤下の教養施設等と公園が一体的な空間となるよう、視認性や動線、滞留空間の配置等に十分配慮します。
- ・佐久間公園通り沿いは開放的なエントランス空間とし、周囲からの見通しを確保します。また、そのオープンスペースを、学校等施設敷地内まで連続させ、ゆとりある沿道空間と緑環境を創出します。
- ・バリアフリーに配慮し、誰もが利用しやすく、安全に遊べる環境を創出します。
- ・隣地との境界部には植栽や目隠し等を設置し、視線や音の抜けの防止、セキュリティの確保に配慮します。





公園計画の考え方（断面図イメージ）

5-3. 各公園施設のあり方

(1) 遊具広場

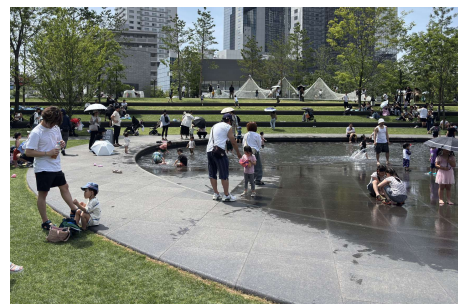
- ・一般遊具による身体性を高める遊びから、インクルーシブ遊具による遊び、プレイパークのようなワイルドな遊び、健康遊具による健康増進まで、幅広い利用者を受け入れる運動・遊び環境のあり方を検討します。
- ・乳幼児や障害を有する児童が安心して遊べるエリアと小学生等が活発に身体を動かして遊べるエリアの区分、プレイパークと一般遊具のスペースの区分等、対象年齢・活動特性に応じたゾーニング分けを検討します。
- ・保護者、管理者が子どもの活動を見守れる、見通しを確保します。



インクルーシブ遊具のある広場

(2) 水景施設

- ・未就学児でも遊ぶことのできるじゃぶじゃぶ池を設置し、子どもたちが水と親しむ場を創出します。
- ・じゃぶじゃぶ池は、子どもの安全性と維持管理に配慮してそのシステムを検討します。
- ・滞留空間近傍等には、ミスト等を設置し、夏場の酷暑対策を推進します。



子どもが遊べる水景施設

(3) 休憩施設

- ・人々の活動や日除け（人工地盤・オーニング・テント等）、植栽との関係に配慮しつつ、日差しや雨を避けながら心地よく滞在できる休憩スペースを創出します。
- ・一人掛けのスツールから複数人で座れるベンチ、複数グループで利用できるベンチやウッドデッキ等、様々な滞留の形を生み出す設えを検討します。
- ・公園全体を見渡すことができ、イベント時等にステージとしても活用可能な滞留空間を検討します。
- ・夏場の温度上昇に配慮した座面素材とします。



緑陰のある滞留空間

(4) トイレ

- ・死角になりにくい場所へ出入口を配置するとともに、夜間照明を工夫し、安全性を確保します。
- ・男女別トイレに加え、オストメイト対応・ベビーシート・おむつ替え台等を備えた多機能トイレを設置します。
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、すべての人が利用しやすいトイレとします。
- ・清掃しやすい素材・仕上げ・衛生機器の採用等を通じて、清潔さの確保できるように配慮します。



出入口の視認性が高く安心感のあるトイレ

(5) 駐輪場

- ・公園内への乗り入れを防止し、佐久間公園通りからスムーズに停めることができる位置へ適切な規模の駐輪場を配置します。
- ・駐輪場からはみ出た駐輪等によって日常的な通行動線が阻害されないよう配慮します。



雨をしのげる駐輪場

(6) 植栽

- ・利用の集まるエリアへの高木の配置により、良好な緑陰空間を創出します。
- ・花木、紅葉の美しい樹種の採用により、季節感を感じられる植栽計画とします。
- ・佐久間学校通り沿道は緑化を推進し、沿道景観の向上へ寄与します。
- ・施工計画や樹勢の診断結果等を総合的に判断し、既存樹木の保存を検討します。
- ・隣地境界部へは、植栽を設置し、周辺建物の環境へ配慮するとともにセキュリティの確保に努めます。



敷地境界部の緑地帯

(7) 図書室、人工地盤下を利用した交流空間

- ・公園に向かって開いた、人間の叡智の結晶とも言える本にあふれる交流空間を創出します。
- ・中央部は書棚の高さは抑え、広がりを感じる空間づくりに配慮します。
- ・パーソナリティやシチュエーションに応じて様々な佇み方ができる多様な読書環境を提供します。
- ・通行動線を阻害しないよう、図書室前の軒下空間へイス・テーブル等を配置し、屋内外が一体となったくつろぎの場を創出します。
- ・公園や通りに向けた顔づくりや、グラウンドレベルの視覚的・空間的な開放性に配慮します。



芝生広場に開かれたまちライブラリー

6. 整備の推進に向けて

6-1. 事業手法

学校等施設の整備/管理運営に係る事業手法としては、下表に示す大きく 5 つの方式が考えられますが、様々な観点から適切な手法を選択することが重要です。

公直接建設方式は、推進上の効率化・創意工夫や事業コストの縮減に対する課題はあるものの、施設整備の内容・水準等の実現性を確保しやすいため、本事業への適性がやや高い評価となります。また、ECI 方式は、管理運営面や事業者参画、地域住民の意向等の反映等の課題が少なく、設計段階からコスト縮減・調整を行うことが可能であることから、最も適性が高い評価されます。

一方で、DB 方式は、公共による施設の管理運営となりますが、事業者参画において設計・建設双方が可能な事業者に限定され、事業者選定時の競争原理が働きにくくなる点や、設計・建設を一括することで民間事業者の意向が優先される可能性がある点が課題となります。DBO 方式や PFI 方式は、学校等施設という公共性が非常に高い施設に対して、管理運営主体が民間となる点や、公園との一体的整備という与件の特殊性に対して施設整備の内容・水準を担保しにくい点が課題となります。

以上を踏まえながら、基本設計の段階で学校等施設の事業手法を決定します。

学校等施設整備に係る事業手法の比較

事業手法	公直接建設方式	ECI 方式	DB 方式	DBO 方式	PFI (BTO) 方式
事業手法の仕組み					
資金調達／ 建設主体	公共／公共	公共／公共	公共／公共	公共／公共	民間／民間
	公共主体で建設 まで行う	公共主体だが、設計 段階から施工者の技 術協力を得る	公共が資金調達 し、民間に設計・ 建設を一体発注	公共が資金調達 し、民間に設計・ 建設を一体発注	民間が資金調達・ 建設し、公共に所 有権を移転
管理運営 主体	公共／民間			民間	民間
	直営または指定管理等で民間に委ねる			設計～管理運営を 民間が一括実施	事業期間終了時ま で維持管理・運営 を民間が行う
特徴の比較					
施設整備の 内容・水準	◎計画地の特性にあった施設整備を行うことが可能			△VFM 向上が優先され、施設の整備内 容が総じて陳腐化する可能性がある	
推進上の効率 化・創意工夫	△効率化等の余 地は限定的	○設計・工事の効率化・創意工夫が期待で きる		◎設計～管理運営までトータルに効率 化・創意工夫が可能	
事業コスト の縮減	△設計者による コスト縮減に 限定される	○設計段階からの技 術協力によるコス ト縮減・調整が可能	○設計・建設の一 括実施によるコス ト縮減が可能	◎設計、建設、管理運営の一括実施によ るコスト縮減が可能	
事業者 の参画	○多くの主体が 参画しやすい	○設計・施工の各参 画は問題ない (技術協力主体は建 設会社に限定)	△設計・建設双方 が可能な事業者 に限定される	△SPC 組成時の出資・要件が厳しく、参 画可能な事業者が限定的となる	
地域住民の 意向等の 反映	○公共の方で地域住民の意向等を的確 に整備・管理運営に反映可能		△設計・建設にお いて、民間意向 が優先される可 能性がある	△施設整備及び管理運営において、民間 意向が優先される可能性がある	
発注準備 期間	◎最も短い期間 で準備が可能	○比較的短い時間で準備が可能		△事業手法導入の見極め、事業者の公 募・選定の準備に時間と費用が必要	
総合評価	○	◎	△	△	△

6-2. 概算事業費

概算事業費の算出にあたっては、昨今の物価高騰や建設業の働き方改革による影響のほか、段階的な工事が必要になることや、仮設工事の特殊性など本整備独自の要素が想定されます。このため、設計段階で建設条件を整理した上で算定してまいります。

6-3. 事業スケジュール

今後、下図のスケジュールに基づき事業を推進していくことを想定しています。

- ・既存公園解体後は、同敷地内において新施設（第1期：新校舎）整備を進めます。
- ・新施設（第1期：新校舎）の竣工に合わせて、施設機能を移転・供用開始し、既存施設解体を始めます。
- ・既存施設解体後は、新公園整備を先行させ、大部分が整備できた段階で部分的に公園供用を開始します。
- ・その後、新公園敷地内で新施設（第2期：公園施設）整備を進め、新施設及び新公園の全体供用の開始とともに事業を完了します。

事業スケジュール

	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目	8 年 目	9 年 目	10 年 目	11 年 目
	公園解体時 既存施設供用中 既存公園解体		新施設（第1期）整備時 既存施設供用中 新施設整備【第1期】			既存校舎の解体時 既存施設解体 新施設供用開始【第1期】		新施設（第1期）・新公園整備時 新公園整備 新施設供用済み【第1期】 新施設整備【第2期】			
設 計	設 計										
既存公園解体		公園解体									
新施設第1期整備			新施設（第1期）整備			新施設（第1期）供用済み					
既存施設解体						既存施設解体					
新公園整備			公園閉鎖期間						新公園整備	部分供用	全体供用
新施設第2期整備										新施設（第2期）整備	新施設（第2期）供用済み
地域との検討	事業進捗に応じて検討体制・進め方を検討・調整										

6-4. 工事期間中の対応

和泉公園は新たな施設建設に伴い解体されるため、新しい公園が完成するまでの約8年間は利用できなくなります。そのため、この期間中の公園機能の代替を確保することが求められます。

近隣の佐久間公園やいずみ児童遊園、さらに和泉小学校の校庭（未使用時間帯の開放）などの有効活用が考えられますが、これらは既存の施設であるため、旧和泉町ポンプ所跡地の有効活用を検討していきます。以上、4つのスペースにおいて、利用者、時間帯、役割分担等を整理しながら検討を進めていきます。また、さらなるスペースの確保についても、引き続き留意してまいります。



代替公園の候補地

6-4-1. 旧和泉町ポンプ所跡地の活用

現在空地となっている旧和泉町ポンプ所跡地は、子どもの遊び場等となる広場としての活用が想定され、周辺の公園等の役割分担を踏まえた具体的な整備内容の検討と併せて、維持管理主体の検討も進めていきます。

旧和泉町ポンプ所跡地の敷地概要

所在地	神田和泉町1番地28（地番）
敷地面積	397.94 m ² （2項道路セットバック後、約380 m ² ※） ※建築基準法第42条2項により、敷地の後退を行う必要があります。
地域地区	商業地域、防火地域、駐車場整備地区
地区計画	神田和泉町地区地区計画B地区 ・壁面後退：北側道路からは1 m以上、東西の道路からは、高さ6 mまでは1 m以上、6 mを超える部分は0.5 m以上後退 ・建物高さ：36 m以下 ・道路斜線：緩和認定により適用されない
容積率	500%
許容延床面積	約1,900 m ²
建蔽率	80%

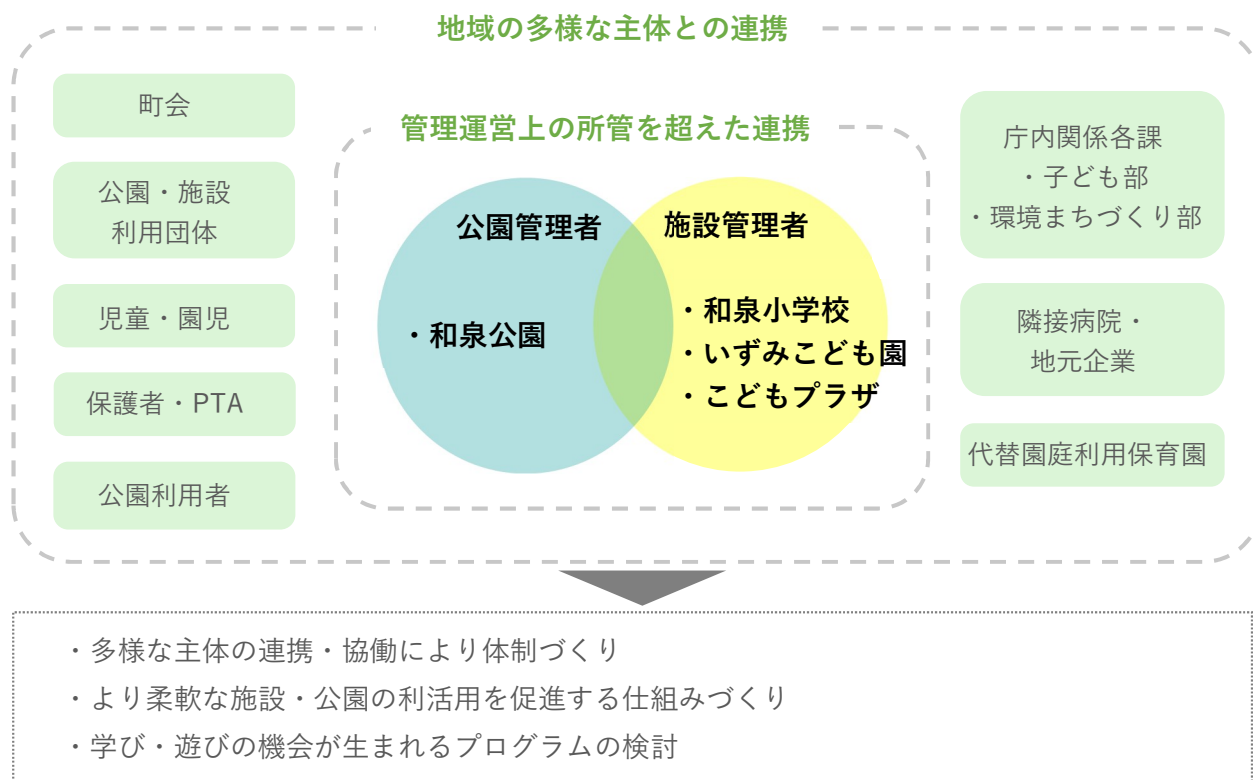


千代田区内のボール遊び場事例（飯田橋三丁目広場）

6－5．管理運営の方針

計画地は、地域の子育て、学び、交流の核となる場であり、多様な学びの場づくりや自由度の高い施設・公園の利活用の実現が求められます。

そのため、施設・公園をより柔軟に使いこなすための質の高い管理運営のあり方、それを支える仕組みの検討が必要です。個別ヒアリングや地域検討会等を通じて得られたつながりや意見も踏まえ、所管を超えた施設と公園の管理運営上の連携、地域の多様な主体との連携による、体制、手法、プログラムを整備までに継続的に検討します。



管理運営のあり方イメージ

6-6. 一体的整備に向けて

計画地は、地域コミュニティにとって重要な拠点施設、和泉橋地域の核となる公園であり、整備に向けては地域との継続的な検討を推進するとともに、工事期間中における情報提供を行います。

6-6-1. 地域との継続的な検討の推進

一体的整備構想及び基本計画の策定に際して、施設関係者・地域関係者とのヒアリングや検討会、オープンハウス型地域説明会等など、この場に関わる多くの方のご意見を踏まえ検討を進めてきました。

整備に向けて、施設関係者、施設・公園を利用する周辺保育園や団体、町会等の地元住民組織、周辺施設などの関係者と引き続き連携を図りながら、地域との継続的な検討を進めます。

6-6-2. 工事期間中における継続的な情報提供

工事期間中の整備状況について、ニュースレター等を通じた地域への継続的な情報提供を検討します。



和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備ニュースレター

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和8年5月12日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行 事（事 業 名）	場所等	出席者等
5	12	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
5	13	水	10:00～	日光移動教室①（九段小）～15日 指導課訪問	栃木県日光市 お茶の水幼稚園	
5	14	木				
5	15	金		体育祭	九段中等教育学校	
5	16	土				
5	17	日				
5	18	月	10:00～	日光移動教室②（番町小）～20日 教育委員訪問	栃木県日光市 麴町幼稚園	教育委員出席
5	19	火				
5	20	水		日光移動教室③（富士見小）～22日 体育祭（区立中学校）	栃木県日光市 墨田区総合体育館（予定）	
5	21	木				
5	22	金	10:00～	教育委員訪問	千代田幼稚園	教育委員出席
5	23	土				
5	24	日				
5	25	月		日光移動教室④（お茶の水小）～27日	栃木県日光市	
5	26	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
5	27	水		日光移動教室⑤（千代田小）～29日	栃木県日光市	
5	28	木	14:00～	学校保健会総会	いきいきプラザー番町ホール	区長・教育長・区議会議長
5	29	金	10:00～	指導課訪問	昌平小学校	
5	30	土		運動会	和泉小学校	
5	31	日				
6	1	月				

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和8年5月12日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行 事（事 業 名）	場所等	出席者等
6	2	火				
6	3	水	10:00～	日光移動教室⑥（昌平小）～5日 指導課訪問	栃木県日光市 いずみこども園	
6	4	木				
6	5	金	10:00～	指導課訪問	お茶の水小学校	
6	6	土		運動会	番町小学校	
6	7	日				
6	8	月		日光移動教室⑦（麴町小）～10日	栃木県日光市	
6	9	火		教育委員会視察	栃木県日光市	教育委員出席
6	10	水	10:00～	日光移動教室⑧（和泉小）～12日 教育委員訪問	栃木県日光市 富士見小学校	教育委員出席
6	11	木				
6	12	金				
6	13	土				
6	14	日				
6	15	月				
6	16	火				
6	17	水				
6	18	木				
6	19	金				
6	20	土				
6	21	日				
6	22	月				

「広報千代田」
5月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

10件

課	件名	事業の概略	とき 開催日・ 開催期間	会場	主催者 区以外が主催のとき
児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム」 小学校低学年までを乗り切るスキル講座	小学校入学後の生活について保護者同士で情報交換し子どもとの良いコミュニケーションを身につける。第3回にはアンガーマネジメントも学ぶ。	6月23日/6月30日/7月7日 (火) 10時～12時	四番町児童館	
子ども施設課	区民宿泊施設 メレーズ軽井沢のお知らせ	・お盆の予約申し込みの概要 ・臨時休館	・6月1日～6月8日 ・9月16日～12月18日	メレーズ軽井沢	
文化振興課	オペラ名曲アリア・ コンサート	オペラの中で歌われる名曲アリアの数々を国内外で活躍するオペラ歌手が披露	令和8年6月20日	いきいきプラザ カスケードホール	
文化振興課	上廣・日比谷ライブラリーレクチャー わが道を拓く（第3回） 日本のマンガはどうやって発展してきたか	日本人ならではの豊かな発想やオリジナリティーを持って、様々なテーマやジャンルに果敢に挑戦した体験を通して、日本のマンガの発展の背景を語る。	7月8日（水） 19時～20時30分	日比谷図書文化館 地下1階 日比谷コンベンションホール （大ホール）	
文化振興課	この映画にこそ、このテーマ曲！ ～映像と音楽の素晴らしきマリアージュについて～	名作映画の素晴らしい音楽について「この映画にはこのテーマ曲！」「この監督にはこの作曲家！」と言えるマリアージュの数々を、ノンストップDJスタイルで紹介する講座。	7月3日（金） 19時～20時30分	日比谷図書文化館 地下1階 日比谷コンベンションホール （大ホール）	
生涯学習・スポーツ課	異世代交流事業	囲碁体験	7月12日・26日、8月9日・23日、9月6日10時～12時	九段生涯学習館	
生涯学習・スポーツ課	教養講座	豊臣秀吉の敷いた法整備や公家文化を弟の秀長、後継の秀次と共に解説。	7月17日(金) 18時30分～20時30分	九段生涯学習館	

「広報千代田」
5月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

10件

課	件名	事業の概略	とき 開催日・開催期間	会場	主催者 区以外が主催のとき
8	生涯学習・スポーツ課 たのしくフラダンス	15歳以上の方（中学生を除く）を対象にフラダンス教室を開催。	6月14日～8月2日の毎週日曜（全8回）13時30分～14時30分	スポーツセンター	
9	生涯学習・スポーツ課 スポーツセンターHPのイベントページにとぶ二次元コード	スポーツセンターのイベント紹介。	毎月更新しています。記事のどこかに添付してください。	スポーツセンター	
10	生涯学習・スポーツ課 簡化24式太極拳入門講習会	区内在住・在勤・在学者を対象に講習会を実施。	6月5日・12日14時～16時	スポーツセンター	